

改正概要説明書	
国名：メキシコ	法令名：産業財産規則
改正情報：2011年6月10日法律により改正	
改正概要：	
<p>1. 産業財産法 2010 年改正版にともなう改正</p> <p>産業財産法第 6 条 (X) の電子媒体に関する規定による改正。(第 5 条 (II))</p> <p>産業財産法第 180 条の手数料に関する規定による改正。(第 5 条 (IX))</p>	
<p>2. 商標出願要件について</p> <p>願書の通数は本規則第 5 条により、特許他と共通化された。(第 56 条 (IV))</p>	
改正内容：	
<p>・ 第 5 条</p> <p>(II)において、「公式印刷様式」が「公式様式」に、及び「磁気媒体」が「電子的又はデータストレージ」に変更された。</p> <p>(IX)において、「(I)から(VI)まで、(VIII)及び(X)の要件」が「(II)から(V)まで、(VII)から(X)までに定める要件」に変更された。</p> <p>「出願又は申請が本条(I)及び(IV)に定める要件を満たしていない場合は、法第 180 条の規定に従うものとする。」が追加された。</p>	
<p>・ 第 56 条</p> <p>商標登録願書の記載要件として、「(III) 該当する場合は、出願に添付された商標の見本、」が追加された。</p> <p>「ただし初回使用日を表示すること」が追加された。</p> <p>記名商標又は商業広告の記載要件が明確化された。</p> <p>「願書は 3 通提出するものとする。各願書には手書の署名が必要である。該当する場合は、各願書に商標の表示を添付しなければならない。」が削除された。</p>	
<p>・ 第 60 条</p> <p>「(III) 出願日から 3 月以内に、原出願国で提出した登録出願の認証謄本、及び該当する場合はその翻訳文を提出すること</p> <p>この要件を遵守しない場合は、優先権は、主張されなかったものとみなされる。」が削除された。</p>	
<p>・ 第 66 条</p> <p>「ただし、単一の出願に複数の類に属する商品又はサービスを含めることができる。」が削除された。</p>	